

* 見積合わせに関する注意事項 *

(仮称) 消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事公募型プロポーザルに係る随意契約の手続きについては、仕様の決定後、対象者に別途通知します。

1 委任状について

- (1) 代理人をもって見積りする場合、必ず委任状を提出すること。
- (2) 委任事項は、「見積りに関する一切の権限を委任する」と明記のこと。

2 契約保証金について（契約規則第 2 4 条参照）

- (1) 埼玉西部消防組合契約規則により、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
- (2) 契約保証金の納付に代えて提供することのできる担保は、埼玉西部消防組合契約規則第 2 1 条第 4 項に定めるもののうち「銀行等又は保証事業会社の保証」とする。
- (3) 現金は、契約日までに、納付書兼領収書にて指定金融機関に入金すること。

3 その他

- (1) 貸与した仕様書類が有る場合は、見積合わせ当日に返還すること。
- (2) 時刻は厳守すること。
- (3) 指名人本人が見積りする場合は、本人の名刺を持参すること。
- (4) その他全て組合の指示により見積りすること。

※ 契約関係規則等は、埼玉西部消防組合WEBページで必ずご確認をお願いします。
トップページ > 財政・入札・契約 > 入札・契約 > 契約関係規則等
<http://www.saisei119.jp/zaisei/nyusatsu/1001850.html>